

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

岩手国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年3月まで

私は、昭和48年に結婚し、亡き妻に国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を全て任せており、申立期間についても、夫婦二人分の保険料を特例納付により納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金保険料の納付について、「全て亡き妻に任せていたので、納付時期及び金額等は分からないが、申立期間の保険料は妻が特例納付してくれていたと思う。」としているものの、申立人自身は直接関与していないため、申立内容を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人の亡き妻に係るA市作成の国民年金被保険者名簿によると、亡き妻が20歳に到達する昭和47年*月から48年3月までの国民年金保険料について、51年1月5日に特例納付された記載があるものの、申立人に係る同被保険者名簿には、申立期間の保険料が納付された記載は無い上、両人の同被保険者名簿は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 50 年 8 月頃まで
② 昭和 50 年 10 月頃から 51 年 12 月 6 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 15 日から 50 年 8 月頃までの期間及び同年 10 月頃から 51 年 12 月 25 日までの期間において、A社が経営するB事業所に勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の現在の事業主（申立期間当時の事業主の妻）及び複数の元同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社の経営するB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に他界している上、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について、現在の事業主は、「給与や社会保険関係の事務は、夫が行っており、関係資料も残っていないことから、申立期間①及び②において、厚生年金保険の加入等は不明である。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚は、昭和 45 年 11 月頃から 48 年 11 月頃までの期間において、B事業所に勤務していたと供述しているが、オンライン記録を見ると、当該元同僚は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 46 年 6 月に資格を取得していることが確認できるものの、その後、短期間で資格を喪失し、申立期間①においては、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、当該元同僚は、厚生年金保険の加入等について、当時の記憶は定かでないとしており、具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立期間①及び②とその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録のある15名に照会したところ、申立期間①の一部において勤務していたとする元同僚と、申立期間②の一部において勤務していたとする元同僚がそれぞれ1名いたが、両名とも、厚生年金保険の加入等については、当時の記憶が定かでないと供述している上、申立期間①及び②のそれぞれの期間においては被保険者記録が無いことから、申立人と同様に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人及び前述の元同僚3名の資格喪失日等に係る記録が遡って訂正された形跡は無く、申立人の最初の資格取得日は昭和46年6月15日、資格喪失日は同年11月1日、健康保険被保険者証の返納年月日は同年11月28日、再資格取得日は51年12月6日、資格喪失日は同年12月26日、健康保険被保険者証の返納年月日は52年1月27日と記録されており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。